

令和 3 年度第 2 4 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 4 年 3 月 2 3 日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4 3 2 1〕

① 件 名	
石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 0 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、同法附則第 6 5 条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 0 7 号。以下「責任共済法」という。）の一部が改正されたことに伴い、石巻市消防団員等公務災害補償の一部見直しが必要となった。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市消防団員等公務災害補償の一部見直しにより、消防団員等に係る公務災害損害補償の適正な運用を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成 1 8 年総務省告示第 5 0 3 号） 石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 7 7 号） 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 0 号） 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 0 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>令和 2 年 6 月 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布 （令和 4 年 4 月 1 日施行）</p> <p>令和 4 年 2 月 市（町村）消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（通知）</p>	
⑤ 主な内容	
<p>【改正内容】</p> <p>消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例の見直しするもの。 なお、改正後の対象者については従前の例による。</p>	
改正後	改正前
<p>○石巻市消防団員等公務災害補償条例 第 3 条 省略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>○石巻市消防団員等公務災害補償条例 第 3 条 省略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

<p>附 則（令和４年３月３１日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次頁において「施行日」という。）以後もなお、従前の例により担保に供することができる。</p> <p>3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p>	
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>	
<p>【影響・効果】 消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 特になし</p>	
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>	
<p>他市町村においても同様の改正を行う。</p>	
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>	
<p>令和４年３月 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について専決処分を行い、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。 （施行予定年月日：令和４年４月１日） なお、責任共済法の施行日が令和４年４月１日のため、同日の施行とするもの。</p>	
<p>⑨ その他</p>	